

## 福島第一原子力発電所 1号機の安全確保に係る取組状況について

平成21年2月20日

東京電力㈱福島第一原子力発電所1号機（以下「当該機」という。）は、平成20年10月18日から平成21年2月下旬までの予定で原子炉を停止し、第25回定期検査（定期事業者検査）を実施している。この間、県は、事業者から、安全確保協定に基づく通報連絡等により、適宜、報告を受け、立地町とともに当該機の安全確保に関する取組状況を確認してきた。その結果は、以下のとおりである。

- 当該機においては、今停止期間中に、原子炉、タービン等機器・構造物の定例的な点検や、原子炉再循環系配管の超音波探傷検査を計画的に実施するとともに、配管減肉管理指針に基づく点検などのトラブル再発防止への取組み、高経年化対策の長期保全計画に基づく点検などの予防保全の取組みが進められている。
- 今回、原子炉再循環系配管の超音波探傷検査では、異常は認められなかったが、配管の減肉管理においては、主蒸気系や給水系配管等に余寿命が5年未満とされた部位が認められており、今後とも適切な監視が必要である。
- また、今定期検査中に発生した制御棒駆動水圧系の入口弁の弁箱から水のにじみが確認されたトラブルについては、製造当時の欠陥が起因したものと推定された。

事業者においては、当該弁の取替のみならず、同時期に製造された弁の計画的な取替えを行うなど予防保全的な取組みが求められる。

また、当該機は平成11年に高経年化技術評価を行い、現在、長期保全計画に基づき点検を実施してきているが、運転時間の長期化に伴い、建設当時に見落とされていた欠陥や現在の技術的知見からすると対策が十分でなかったことによるトラブルが顕在化しやすくなると考えられており、様々な事象に的確に対応していくためには、従来の保全内容や検査の在り方について不断に見直しを図り、安全性、信頼性の確保、向上に向けた取組が求められている。

○ 事業者においては、現在実施しているプラントの耐震安全性評価に関し、建物・構造物の耐震性について、新潟県中越沖地震を踏まえた平成 20 年 9 月の原子力安全・保安院からの指示による評価を行う必要があることから、当初、本年 6 月に予定していた評価終了時期を延期することを明らかにしたが、最新の知見を適切に反映するとともに、可能な限り迅速かつ確実に再評価を実施していくことが必要である。

また、ハード、ソフト両面にわたる耐震安全性、信頼性向上の対策を速やかに実施し、原子力発電所の総合的な耐震安全性確保・向上を図っていくことが求められる。

○ 事業者においては、今後、当該機での起動試験の各段階の確認作業等を慎重に進めていくとともに、引き続き、一層の安全性と信頼性の向上の観点に立った点検、補修等、安全・安心対策を、立地地域を始め県民の目に見える形で一つひとつ着実に、かつ継続的に実施し、その結果を分かりやすく説明することによって、信頼回復に向けた努力を積み重ねていくことが求められる。

○ 県としては、今後とも立地自治体としての立場で、立地地域はもとより、県民の安全・安心を基本に、事業者の安全確保、信頼回復に向けた取組状況について確認していく等、適切に対応していくこととする。